

酒 類 等 製 造 免 許 の 新 規 取 得 者 名 等 一 覧

令和6年8月30日
広島国税局

当局管内の広島県における、令和6年7月1日から令和6年7月31日までの酒類等製造免許の取得者等は次のとおりです。

税務署名	免許等年月日	申請等年月日	製造者氏名又は名称	製 造 場 所 在 地	免許等 区分	品 目	処理区分
広島東			該当なし				
広島南			該当なし				
広島西			該当なし				
広島北			該当なし				
呉			該当なし				
竹原			該当なし				
三原	令和6年7月8日	令和6年4月3日	法人番号9010901033551 株式会社SOTO no.505 Hiroshima Winery	三原市大和町大草75番地28	酒類	果実酒	新規
尾道			該当なし				
福山			該当なし				
府中			該当なし				
三次			該当なし				
庄原			該当なし				
西条			該当なし				
廿日市			該当なし				
海田			該当なし				
吉田			該当なし				

(注)氏名又は名称等については、常用漢字による表示をすることがあります。